

令和6年度第1回豊山町地域公共交通会議議事録（要旨）

1 開催日時 令和6年6月14日（金）午後3時15分～午後5時45分

2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1

3 出席者

(1) 豊山町地域公共交通会議委員出席者

豊山町長	鈴木 邦尚
あおい交通株式会社代表取締役	松浦 秀則
名鉄バス株式会社運輸本部運輸本部交通企画官	平塚 康男
名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課長	清水 徳幸
公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
(代理 事務局長	徳田 裕二)
デイジーポテト豊山町障害児者家族の会代表	大野 いつ子
豊山町老人クラブ連合会会長	浅井 恵子
(代理 副会長	安藤 明夫)
中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	宮川 高彰
(代理 運輸企画専門官	深谷 俊之)
あおい交通株式会社運行課長	坂井田 成広
愛知県尾張建設事務所維持管理課長	加藤 純丈
(代理 総括専門員	壽賀 奈津子)
西枇杷島警察署交通課警部補	上谷 和稔
愛知県都市・交通局交通対策課担当課長	石屋 義道
(代理 主査	松岡 直人)
名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター教授	加藤 博和
名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画・モビリティ都市推進課長	脇田 裕二
名古屋タクシー協会専務理事	多田 直紀
三菱重工業株式会社名古屋航空宇宙システム製作所総務部総務第一グループグループ長	増田 勝一
小牧市都市政策部都市整備課長	川島 充裕
豊山町産業建設部長	高桑 悟

18名中18名出席

(2) 豊山町地域公共交通会議委員欠席者 なし

(3) 事務局

豊山町理事	江崎 嘉彦
豊山町産業建設部まちづくり推進課長	森川 泰成
豊山町産業建設部まちづくり推進課まちづくり推進グループ長	横山 美佳

(4) 随行・傍聴 6名

4 議 題

報告事項

- (1) 本町における地域公共交通の現況について
- (2) 令和5年度事業報告について
- (3) 豊山町地域公共交通会議財務規程の運用について

協議事項

- (1) 令和6年度事業計画（案）について
- (2) 豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
- (3) とよやまタウンバスの高齢者割引の実施について
- (4) デマンド型交通（乗合タクシー）の実証実験の実施について
- (5) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る令和7年度地域公共交通計画の認定申請について
- (6) 豊山町地域公共交通計画の策定について

その他

5 会議資料

- 報告1 本町における地域公共交通の現況について【資料1】
- 報告2 令和5年度事業報告について【資料2】
- 報告3 豊山町地域公共交通会議財務規程の運用について【資料3】
- 協議1 令和6年度事業計画（案）について【資料4】
- 協議2 豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について【資料5】
- 協議3 とよやまタウンバスの高齢者割引の実施について【資料6】
- 協議4 デマンド型交通（乗合タクシー）の実証実験の実施について【資料7】
- 協議5 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る令和7年度地域公共交通計画の認定申請について【資料8】
- 協議6 豊山町地域公共交通計画の策定について【資料9】

6 議事内容

(開 会)

司会(課長)： 定刻となりましたので、令和6年度第1回豊山町地域公共交通会議を開催します。私は、今年度新たにまちづくり推進課長となりました、森川と申します。よろしく申し上げます。それでは、本会議の会長でもあります、鈴木町長より、ごあいさつ申し上げます。町長よろしく申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 皆さんこんにちは。皆さんお忙しい中、会議にご参加いただきましてありがとうございます。また平素は交通事業はもとより、町政各般にわたりましてご理解ご協力をいただいておりますことを高い席からではありますけれども、改め

てお礼申し上げます。どうもありがとうございます。さて、申し上げるまでもなく、交通事業者を取り巻く環境は厳しく、いろんところで法改正等がありまして、人手不足が生じておりまして、我々の事業もなかなかうまくいかない。特に最近、物価高騰が激しくて、公共工事の入札がなかなかうまくいかないという状況が続きまして、非常に政策を進めようとするところで、足踏み状態が続くというところを認識しています。それはさておきですね、いろんな意味で相変わらずというか、依然としてというか、町民からの要望についてはやっぱり公共交通の充実をという声は強く、多分いつまでたっても続くのかなという感じを持っています。豊山町は結構便利だと思ってますけどやっぱり住民さんから言うとまだまだという感じで、なるべく住民さんのニーズに応える最大限の努力をしたいと思ってます。財政的にも制約はありますけれども今後とも引き続き住民の満足度を上げるためにやっていきたいと思っていますので、皆さんにはご協力賜りますようよろしくお願いいたします。今日は協議事項で6件出させていたでいております。是非、安全で利便性の高い地域公共交通ネットワークを形成するため、格別なるご尽力、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。何卒、活発なご意見をよろしくお願いいたします。

司会（課長）： 本日の会議には、人事異動等で新たに委員をお願いした方もいらっしゃいますが、時間も限られておりますので、お配りしました「令和6年度豊山町地域公共交通会議名簿」をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。

また、新たに委員になられた皆さまには、お席にあらかじめ委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

本日は、愛知県バス協会の小林様の代理といたしまして徳田様、豊山町老人クラブ連合会浅井様の代理といたしまして安藤様、愛知運輸支局の宮川様の代理といたしまして深谷様、尾張建設事務所の加藤様の代理としまして壽賀様、愛知県都市・交通局の石屋様の代理としまして松岡様にご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

また、今年度は事務局にも異動がありましたのでご挨拶申し上げます。

事務局（理事）： 理事の江崎です。よろしくお願いいたします。

事務局： グループ長の横山です。よろしくお願いいたします。

（資料の確認）

司会（課長）： それでは本日の資料のご確認をお願いします。資料に不足などがありましたら、担当が資料をお持ちしますので挙手にてお知らせ願います。

議事に入ります前に、愛知運輸支局様から「地域公共交通について～活発で良い議論ができる会議のために～」というパンフレットの提供がございました

ので、本日、追加資料として配布させていただきました。

今年度第1回目の会議であり、今回初めて会議に出席される委員の方もお見えになりますので、パンフレットの内容について、A委員から簡単にご説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

A 委員： (説明)

司会(課長)： ありがとうございます。ご質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

副会長： 今、役割っておっしゃったんですけど、あんまり役割っていうと、これしかやっちゃいけないんだとなっちゃうので、例えばこういうのが貢献できるよっていうぐらいにしておいていただけるといいなと思います。非常に役割が堅苦しいなと思いますので、言い換えれば、個人的なご意見でも良いと思いますし、大事なのはやっぱりここで良い公共交通を作っていくために、自分に何ができるかということを考えていただければと思いますので、その例としてこれがあるということです。

A 委員： 失礼いたしました。ありがとうございます。

司会(課長)： その他はよろしいでしょうか。ないようですので、次に移ります。

(会議の公開)

司会(課長)： 本会議は豊山町地域公共交通会議設置要綱第5条第5項に、会議は、原則として公開するとございます。会議の議事録などについて、本町のホームページ等で公開させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

(会議成立の確認)

司会(課長)： 本日の会議は、委員の2分の1以上の方に出席いただいておりますので、設置要綱第5条第2項の規定により会議は成立しています。では、議題に入ります。設置要綱第5条第4項に会議の議長は、会長がこれにあたりますので、以後の進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

(報告事項)

会長： それでは議事を進めさせていただきます。報告事項です。報告事項(1)本町における地域公共交通の現況について、事務局から報告をお願いします。

事務局： ※ 資料に基づき説明

それでは、勝川ー空港線につきまして、ご報告をいただきますので、よろしく
お願いします。

B 委員： 勝川便なんですけれども、乗務員に2人欠員があったのでとりあえず土日祝
ダイヤで4月15日からやらせていただいております。ただ7時便だけは1便増
やしております。今日ちょっと忘れてしまったんですけれども、乗車人員につい
ては、そんなに減りはないという報告を聞いております。皆さん分かれて乗って
いただいているという状況です。

事務局： ※ 資料に基づき説明

路線の概要は令和6年4月1日時点、利用者数は各事業者から提供いただい
た情報の内容となっております。各事業者様の方から現在の状況など、ご発言い
ただければと思います。

C 委員： 今年度より委員の方を務めさせていただきますよろしくお願いいたします。
弊社の方ですが西春空港線につきましては、資料にも記載のございますとおり、
概ね他の路線と同様にコロナ前の令和元年と比較いたしますと90%弱といっ
たところ、対前年度と比較いたしましても105%前後という数字であります。
ただですね豊山町内に複数、停留場がございます。こちらもほぼ同じような水準
で推移はしているんですが、特定の停留所だけ80%を割っているようなところ
もございますので、この先、引き続き注視をしていきたいというふうに考えてお
ります。以上でございます。

B 委員： 実は名古屋空港直行バスが、大変利用者が増えておりまして、特に7時55
分というのがいつも満席になるということで、ご迷惑をかけていたので、急遽今
日決めたんですけれども、7月8日から7時55分と8時10分というふうに第1
便を増やすと。それで8時25分ということで、ともかく朝、旅行者ではなくて
空港にお勤めのある方が結構増えておりまして、勤務にいつも遅れちゃうという
苦情がありまして、ほっとけないというので、7月8日から対応することにしま
したので何とかそれでいけるんじゃないかなと思っております。

D 委員： 豊山町内を運行しております黒川11系統の利用状況について少し説明させ
ていただきます。まずこの表に従って説明させていただくんですけども、令和5
年度と令和元年度の比較でございます。黒川11系統、令和5年度のひと月当
たりの平均利用者数ですけども、大体約8万8000人でした。令和元年度、黒川
11系統の利用者数は約ひと月あたり9万3000人でしたので比較すると、令
和元年度と令和5年度マイナス5%という状況です。参考に、市バス全体の令和
5年度と令和元年度の比較ですと、マイナス13%ということで黒川11系統の
方が市バス全体よりも、お客様の戻りが良いという状況でした。それから令和5
年度と令和4年度の比較になりますけども、黒川11系統令和4年度のひと月当
たりの利用者数平均約8万6000人でした。令和5年度のひと月当たり平均利

用者数が約8万8000人でしたので比較すると約2%増という状況です。これも参考に、市バス全体の状況ですけれども、令和5年度と令和4年度を比較すると、約2%増ということで、これにつきましては市バス全体と黒川11系統と同じような増加率という状況です。それから参考なんですけれども、時間帯別の利用状況ということも少しお話させていただきます。令和5年度とですね、令和元年度で市バス全体でですね、時間帯別に利用を見てみますと、昼間時間帯ですとか夜間時間帯というのはやはり減少率が高い状況がまだ令和5年度まで続いておりまして、黒川11も同じような状況にございました。ただ、令和5年度と令和4年度を比較すると、夜間時間帯、昼間時間帯も徐々には戻ってきていると、そんなような状況でございます。以上です。

会長： ただいまの報告について、委員の皆様からご質問などはありますでしょうか。朝のあおい交通さんのバスが増えたという話でしたけれど、タウンバスの南ルートも朝一番のこちらへ来るバスがですね、最近ほとんど満席で、場合によっては立っていかなくてはいけないという、そういう珍しい状況です。この理由はどこにあるのかなと。1つは、三菱さんの事業所関係の方が増えたのかなということと、それから空ビルさんにね、三菱航空機さんが撤退された後にドローンの関係の会社が入ったということも少し影響はしていたりするのかなというふうに思っていますけれど、通勤時間でちょっと増えていたという状況であります。

他に、ございませんか。では次に、報告事項（2）令和5年度事業報告について事務局から説明をお願いします。

事務局： ※ 資料に基づき説明

会長： ただいまの報告について、委員の皆様からご質問などはありますでしょうか。

委員：（質疑なし）

会長： では次に、報告事項（3）豊山町地域公共交通会議財務規程の運用について事務局から説明をお願いします。

事務局： ※ 資料に基づき説明

会長： ただいまの報告について、委員の皆様からご質問などはありますでしょうか。

委員：（質疑なし）

（協議事項）

会長： 次に、協議事項に移ります。（1）令和6年度事業計画（案）について、事

務局から説明をお願いします。

事務局： ※ 資料に基づき説明

会長： ただいまの報告について、委員の皆様からご質問などはありますでしょうか。

E 委員： 本日、代理出席でございますので5年度の実施内容で、もう既に皆さんでオーソライズされてたらちょっと恐縮なんですけども、1番の既存路線の継続運行のところに記載しております、道路交通法等の法令遵守についてという表現があるんですけど、これは具体的にどのようなことを示されているでしょうか。

事務局： こちらは個別に協議ということは表現として適切ではなくてですね、法令順守について既存のバス路線の事業者様と連携を図りながら、法令に違反しないような形で運行していただくように働きかけを行うというような内容になってございます。すいません、協議という表現は適切ではございません。

E 委員： ありがとうございます。一般的に公共交通の運行についてですと、道路運送法の方に基づいていろんなことを事業として行っていくと思うんですけど、道路交通法なので、いわゆる運転そのものということになってくると、ちょっとこのところに記載するものとしてどうなのかなと。まあ、実際にはやっぱりそういう道路交通法に基づく、いわゆる安全運転だとか事故防止だとかそういうようなところを示されているのであれば、そういうものかなと思うんですけども、その辺りいかがですか。

事務局： そうですね。運転手の方に対しましても、運行上安全を確保していただくという視点で法令遵守ということで、連携を図ってまいるといような内容を表現させていただいたかかったのですが、適切な表現ではございませんでした。

E 委員： ドライバーの安全運転に関わるっていうところをおっしゃるのであれば、これでよろしいのかなと思いますので、ありがとうございます。

副会長： 私もはつとしたんですけど、普通、道路交通法がここには来なくて、道路運送法なんで、道路交通法をここに書くっていうのは非常に異例じゃないのかということなんですよね。だから今、E委員がおっしゃったように、運転手云々っていうのは本来、道路旅客運送事業者であつたらきちんとやってなきゃいけないっていうことなんですけど、それをあまり町が協議してどうっていうことではないはずなので、非常に気になったという、そういうことですね。これはあおいさんで事故がありましたので、その関係とかなのかなと類推したんですけど、そこはとても大事なところなんで、ちょっと確認しておきたいです。

会 長： 他によろしいでしょうか。では、表現については正式にはこれを訂正をさせていただき取り扱っていきたく思いますので、よろしくお願ひします。それでは他になければ、令和6年度の事業計画案につきまして原案通り可決するということがよろしいでしょうか。特段、異議もないようですので、こちらの原案のとおりに取り扱うということで、修正はちゃんとさせますので、よろしくお願ひします。

会 長： 次に、協議事項（2）豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： ※ 資料に基づき説明

会 長： ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょうか。

副 会 長： 運賃料金部会については、旅客運送となったので、今までは乗合旅客運送だったのが旅客運送になったということは、タクシーについて運賃が変えられることになりました。もちろん変えたくないと言われたら、これは国会審議でもあったんです。無理やり安くされるとかそういうことがあるんじゃないかっていうのが。でも、そんなことじゃなくて、むしろタクシー会社としてこういうことをやりたいとか、あるいはタクシー会社と自治体あるいはこの会議そのもので、そういうことをしたいんだってやりましょうという、そういうのがこの趣旨なんですけど。ただし独禁法の絡みがあって、複数の会社がいる中で運賃の協議をするっていうのは、談合であると。こういう役所の会議であっても談合であるというふうに独禁法ではなってしまうので、一つの会社ずつ議論するというふうになるのが運賃協議会というものです。なのでそういう面倒くさい規定になっちゃったと。今までだったらここで議論したら終わりということだったんですけど、というのはこれで良いとして、もう1個、6条3項、ここが要注意条項で、今、形の上での説明でしたけれど、これ2か月ルールと言われるものでして、まず、自家用有償運送という白ナンバーであっても、あるいは1種免許の運転手であっても、お金を取ってお客さんを運ぶことができるというそういう仕組みですけど、従来は地域公共交通会議で認めることができたんですけど、多くの場合は、バス、タクシー会社があって、例えばタクシーが全域運行しているところであつたら、空白地域じゃないということで、そういう白ナンバーでというのはよほどじゃないとこういうところで議決してやるということにはならなかったんですけど、いろいろな理由があつてこれは首長さんの方からの要請が大きかったと認識してますけれど、そういうものにも認めていくべきじゃないのかと。もし、もちろんバス会社、タクシー会社がそういうことだったらうちができるよと言っていたらいいんですけど、運転手不足で、今の運行もま

まならないということであったとしたら、この自家用有償運送も例えば豊山町さんのところでも可能ですということになります。更にそれだけだったら、まだややこしくないんですけれど、そのときに、実は今までだと4か月ルールといって、最初は自家用有償運送をやるときには、まず、うちがやりたいんでちょっと待ってくれとていうふうに考える時間が2か月ありました。うちでは緑ナンバーでは無理となったら、今度は白ナンバーで町の委託を受けてできるみたいな、そういうやり方で考えさせてくれと。そうすると、会社と事業者としては管理してるんだけど、実際に行うのは白ナンバーとか、一種免許の方なので、よりやりやすくなるだろうということで、その期間が2か月、でその合計4か月を超えてまだできないっていうことであつたら、それはもう検討してるとかしてないじゃなくて、もうできないということになって、この会議でも、自家用有償運送でやっていいことにできるというルールでした。が、今年になって、そういうことじゃなく、2か月間、緑ナンバーの会社が提案をされないのであつたら、もう首長が判断されれば、もうそれで認めるっていうふうになった。つまりここで議決する必要はないということになったということです。私はこれ、核ミサイルのボタンとか言っていて、押したらミサイルが飛ぶんですけれど、それをすごい反対してる状況でもできちゃうので、それをやるとすごい混乱になるだろうなというふうに思っています。なので、なるべくならそういうことにならないように、自分はそこは何とか善処しようと思っと思っていますけれど、要は豊山町で必要な公共交通は何で、まずは緑ナンバーの皆さんで先にうちがこれができるということを考えて、もちろん緑ナンバーの会社はたくさんあるわけなので、どこかから来てうちがやりたいということだってあり得るということですけど、どうしてもやっていただけるところがなく、それでもうちは必要なんで、白ナンバーでやっていこうとなれば首長の判断でできることになったと、その猶予期間が2か月ということです。それがこの6条3項なので、これ今日ここで採決ですよ。採決なんですけども、ガイドラインに書いてあるので、ここを改正するしないについて反対と言っても、運輸支局さんはここに書いてあろうがなかろうがそういう判断されますので、ちょっとどうしようもないという。ただ非常にこれは主張されていた首長会の皆さんがおっしゃっていましたが、やはりこれは非常ボタンです、と。本当にこちらをやりたいって言うのに絶対認めないとかそういう事は困ると。首長の立場で言うとそうだとということです。なので、そうはしたくないけど、そういうボタンが押せるという規定だということ。実はさらっと言ったんですけど、僕は恐ろしくてしょうがないんですけど、なので、自治体の思いをよく受け止めて、何とかそれができないかということです。もちろん運転手不足だから大変だというのがあつただけだけど、運転手不足が大変だつたら、緑ナンバーの皆さんでも、1種免許の方を使えるかどうかとかそういうことも考えて提案してもらえると非常に良いなという趣旨と思っただければというお願いです。私は別にこの決定プロセスには関与していないので、どっちかというとなつたことにこんなやつていいのかと思っましたが、こういう仕組みになつたということです。あとは支局さんに聞いてください。

F 委員： 今、いろいろご丁寧なご説明をいただきました。主に自治体の首長さんの意向を踏まえて、自家用自動車等の活用をスムーズにしていくと、これが本旨だと理解をしておりますが、ここで一点確認をさせていただきます。この豊山町の交通会議にはタクシー事業者はおりません。タクシー事業者の団体の私がいるだけでありまして、仮にタクシー事業者から自家用車を活用したことについて提案がされるような場合、私がそれを代弁することになるんでしょうけれども、そういったことも今、加藤先生の最後の言葉をお聞きすると当然にそういうことも協議の対象に上げていくということで理解をしているわけですが、その辺のことをもう一度そういうことでよろしいかという再確認をさせていただきたいと思います。と、申しますのは、今全国でいろんな問題が発生をしております。名古屋の中心部にあってもですね、ドライバーの不足云々ということが言われている中で、周辺市町さんに行けば行くほど、そういう問題が大きくなってきています。そのときにタクシーが使えないならばどうするんですかということが、タクシー事業者に投げかけられた課題であります。そのためにこの78条の2号、これ専門用語になりますけれども、道路運送法の規定の中で自家用車の運転者、また自家用車を活用して、この地域公共交通会議の合意が整ったときにはできますよ、こういう規定なんですけれども、あくまでも実施主体は自治体であったり、それ以外にもですね、今、郵便局だとかいろんなところもそれに加えようということが現実に議論され、その方向で規制改革推進会議ではまとめられているようでございます。そういう中であって、タクシーはドライバー不足でできないので、タクシーが協力をするので地域のドライバーを集めて、タクシーが管理するような形でやってもらえませんかという話は今後全国でかなり増えてくると思います。この豊山さんも例外ではないと思います。それはタクシー事業者の判断になるわけですが、実質そういうことを内部ではいろいろ検討をしている段階でありまして、名古屋市さんではなかなか難しい部分もあるんですけれども、周辺市町さんではそういう問題がこれからはますます増えてくると、私はそのように認識をしております、一応発言をさせていただいた次第でございます。

A 委員： 自家用有償運送については、まず自治体さんがしっかりと関係事業者さんと協議の場をここに持っていただいて、必要性について話し合う場を持ってもらう。その場でやはり交通不便地域があるということで、町内で自家用有償運送が必要なんだということで十分にこの場で議論していただいて、そこでタクシー事業者さんがですね、あるいはバス事業者さんがなかなかそこで公共交通サービスの提供が難しいということであれば、導入にスムーズにいけるかとは思いますが、最後のトリガー的な扱いというのは、基本的には発動はないものだと認識はしておりますが、最終的にそういったものを引くかどうかといったのは、地域の事情にはよるのかなと思っております。すいません回答だとか見解だとかってなっていないと思いますが。

会 長： 非常に重たい責任を持ったのかなというふうに聞いていますけれど、そんなに勝手に自分の思いでボタンを押すことはないと思っています。その辺のところは豊山町はまだ安心できるかなと思います。確かに自治体によっては本当に余談をしますと実は東日本大震災のときにですね、豊山町は東松島に職員を送ったんですね。私も行ったことがあるんですけど、あそこはバス路線を全部廃止しちゃって、真ん中に鉄道が一本だけ走っている状態。市内は結構広いんですよ。あとは公共交通がないんですよ。そういうところは本当に実際には首長は大変困ると思っています。本当に鉄道1本で、広大な面積をバスも走ってないと。バスは走っていたんですけど、廃止しちゃったんですよ、不採算で。そういう意味で言うと、今回これはある意味で命綱になるのかなと思いますが、豊山町はそんな状況に置かれていないし、むしろタクシー協会さんがそういうときには、是非御協力いただけたらというふうに思っているというそういう状況ですね。

副 会 長： 今F委員がおっしゃったことは、具体的なこととしては、さっき2号とおっしゃいましたね。2号っていうのは有り体に言うと、バス、タクシー会社がやってほしいんだけど、やっていただけない、できない部分については、自家用で1種の運送免許の方で運送できるということで、ただし2か月ルールですというものですよ。もう一つ今話題になっている日本型ライドシェアっていうのがあって、78条3号の規定ですけど、ここでは具体的な規定は法律にはないんですけど、今回運用されるのは、タクシー会社が空白のつまりタクシーが足りない時間帯とか場所だとかそういったところにおいて、タクシーと同じように自家用車を出していただいて1種免許の方がタクシーと混ざって、サービスを提供できる。それは雇用されてという仕組みが4月からできました。名古屋でも既に走っていますというものなんですよ。それは実は自治体の地域公共交通会議は通らなくていいと。ここはもう僕は大きな問題だと思ってますけれど。多田さんがおっしゃった話は、これは例えば名古屋交通圏という名古屋市だけじゃなくて周りの17全部の範囲なんですよ。タクシーの営業区域ってのは名古屋市じゃなくて、名古屋交通圏の17市町村のエリアなんですよ。そうすると、名古屋交通圏で増やすといっても、豊山町で増えるかどうかわからないとなります。そうすると、普通は例えば金曜の夜とかが多いとなったらみんな飲み屋街へ行くでしょう。豊山には来ないとなるわけです。例えば一昨日、清須の会議がありました。清須だと、新清洲とかだと全く金曜日の夜なんかはいないと。なので栄から乗っていかなきゃいけないとかね。後は大里から乗ると。大里ですと名古屋交通圏じゃないので、稲沢と一宮の交通圏なので、そっちのタクシーがある。だから大里まで行ってタクシーで戻るとか、そういうことだそうです。それだと困るので、例えば金曜日の夜にタクシー会社さんに豊山にちゃんとタクシーを回してもらえるようにするにはどうしたらいいかっていうときに、タクシーが協会さんとかに相談して、そこに例えば自家用車のそういうことをやる人

を当ててやるとかっていうのはできるんじゃないかっていう話です。そのときに本来はタクシードライバーでやりますって言っていただきたいんですけど、タクシードライバーだけじゃ足りない。無理だということもありうるんじゃないかと。実際にはタクシードライバーでは足りなくて、自家用車のドライバーも必要であるということで、この制度になっているということなので、そのことが今までだとタクシードライバーが足りないからって言っていたんだけど、例えば豊山町で10人ぐらいやりたい人いるとそういう人が日替わりでやることのできる仕組みだというふうに思ってるんで、ちょっと可能性が広がりましたという話ですね。せつかくそういう制度ができたんだったら、そういうものを含めて、この会議で課題について解決するためには、これだったらこのやり方でいこうっていうのを私も支局さんもいろいろ考えていただきながら、やれる範囲でやることをやるというのでいいかなと思います。

F 委員： いろいろご発言いただき、ありがとうございます。一点だけ補足させていただきます。2号と3号は法律的なたてつけが全く違います。3号はタクシー事業者が運転者を管理し、タクシーと同様の運行管理でもって一緒にドライバー・自家用車を活用する、こういう仕組みですけれども、2号につきましては、自治体さんが運営主体となってやっていただく必要があるので、この地域公共交通会議で取り上げてください、こういうたてつけになっておりまして、それにタクシー事業者がどういう形で協力ができるのか、これはもう制度的にも国交省の通達いろいろ整理されておりまして、事業者協力型という言い方をしておりますけれども、運行管理、車両管理の部分において、十分協力ができるものはそういう形でやってくださいとそういうことが現実と言われておりますので、その活用の方法をどうするのかというところがおそらくはここに書いてある本旨であって、3号の部分についてという話になると、なかなか難しい部分があると思います。要するに、豊山の方がドライバーとなって3号をやりたい、タクシー事業者に雇用されてやるといっても、利用者がどれぐらいいるか、それによってそのドライバーの収入がどうなるのかと。収入もないのに誰もやりません。そこが問題だということで、そこに自治体さんの役割があってですね、2号をどうしていくのか、それを協議していくことが大事ではないのかという趣旨だと思っておりますので、よろしくお願いします。

副会長： 事業者協力型制度は私が提案した制度ですから、それを言っておかなきゃいけないかったです。実際問題は多分ライドシェアドライバーとして豊山町だけやるって言ったら収入とか得られないので、本当にボランティアにするしかないんだろうと思います。なので2号が現実的だと思いますけれど、今おっしゃったように事業者協力型っていうのは町だとかNPOとか、そういったところがやるんだけど、運行管理とかについてはプロであるタクシー、バス会社さんに委託してお金払ってやっていただくという仕組みですので、これも自分が提案した制度だから、どんどん使っていただきたいんですけど、やはりNPOとか町が管

理するドライバーとかだと雇用してないと、いい加減じゃないかと思って二の足を踏むところが多いかということですけど、これからやはりそこを踏み出していただかないと、下手するとそうだったら勝手にやるよってというのは安全性が本当に担保されるのかとか、そうなってしまうので、これは事業者さんに積極的に発案者としては、やっていただきたいとそういう思いはあります。

会 長： 他に、ありませんか。それでは、豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正については、原案どおりとすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

続きまして、協議事項(3)とよやまタウンバスの高齢者割引の実施について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： ※ 資料に基づき説明

会 長： ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょうか。

G 委 員： まずはお願いが1つございます。今回こちらの会議資料を頂戴したのが3日ぐらい前で、こういった高齢者割引だとか、この後のデマンド型交通とか、おそらくいろいろな議論があるだろう重要案件については、一昨日豊山町の担当者の方から電話で一通りの説明をしていただきましたが、こちらも内容を確認した上で、課内で協議し、上司にも了解を得て…という内部手続き的なところがございますので、もう少し早めに情報等をいただけるとありがたいなど。早速質問ですが、先ほどの説明の中で、昨年度の1か月間は全事業者・全路線を対象にして社会実験を行ったとのこと。豊山町住民の高齢者割引ということで、その目的等については豊山町の施策・事業ということなので、名古屋市の方からどうこう言うものではないと考えています。自分は10号委員として参加しているため、名古屋市も含めての全体の交通ネットワークの中でどういった影響があるかという視点で検討してまいりました。名古屋市でも敬老パス制度があり、豊山町でも高齢者のお出かけ促進に向けた取り組みを行うこと、それ自体は非常に素晴らしいことだと感じています。ただし対象路線及び対象区間については社会実験の結果を踏まえてということだとは思いますが、豊山タウンバスだけに限定するということになると、当然他のバス路線の沿線の住民の方にとって、この高齢者割引の恩恵があまり得られないため不公平感が出るのではないかと…。その辺については財政的な問題もあるとは思いますが、今後他のバス事業者の路線も含めて対象を拡大される予定があるのか教えていただきたい。

会 長： これは私の公約ですから、実施させていただくという決断しました。目的は、

いろんな自治体でいろんな問題があります。実は豊山町は高齢者の方のメタボが多いこれが特徴です。そういう意味で高齢者の健康促進これが私の中での第1目的。あとはどうするかということですが、どの路線をどういうふうにしていくかということも当然ですが私もいろんな意味で悩んでいます。まずやれるところからやろうという今回の狙いでして、その後はですね、やっぱり利用状況とかを見て、どうしていくかということについては今は白紙です。これからどうしていくんだということについては、やってみてまた考えるということ。それから、考え方として住民からの要望があるだろうということはですね、むしろ市営交通さんに聞きたいです。どうして名鉄さんやJRさんについて福祉乗車券の適用範囲にしましたかと。これは名古屋市の福祉政策の方での立場の話ですけども、従来は名鉄さんやJRさんの路線については、電車もバスも対象外だった。それが最近対象に変わったんですけども、どういうことでそうなってきたのかなと。同じようなことは多分豊山町に今後起こる可能性があるかと。そういうのを見て、今後のことについては考えていきたい。なので現時点では白紙でございます。なぜタウンバスで踏み切ったかと言いますと、ざっくりばらんに言いますと、タウンバスは、基本的にあおい交通の営業ですけども、経費については全て豊山町が赤字になる部分を負担するということをやっています。ですから実質豊山町の財政で基本的には運行していただいているというふうに捉えていただいてもいいのかなと。いろんな考え方があるんですけど、首長としてはやりやすい環境であると。精算行為についても、高齢者の方は何人乗ったかということもどこまで厳密にフォローできるかっていうと現行では無理なんです。どうしても手作業で仕分けするしかない。運転手さんがこれは敬老の方、これ一般の方というふうに社会実験でもそうですが、運転手さんに負担がかかると。現状では名古屋市さんみたいにパスで全部管理できるわけじゃない。そういう事情を踏まえて、タウンバスであれば、厳密なところまで詰めなくても町の負担割合としては福祉的な政策と一般の運行と区別ができるという形で今回こういう形でやらせていただきたいということを提案させていただいたということで、ご理解いただければということです。

F 委員： これが良いとか悪いとかそういうお話ではございません。名古屋のタクシーにつきましては、もうほとんど100%に近い会社が70歳以上高齢者1割引運賃を実施しております。また名古屋市さんとの関係でもmanaca割引、65歳以上のmanaca所持者これも1割引。さらには障害をお持ちの方、こういう方についても1割引運賃、こういうものを適用しております。全て自助努力で行っているわけでごさいます、民間事業者の取り組みということについても十分にご理解をいただきたいと考えております。

A 委員： 素朴な疑問になるんですが、高齢者割引っていう形の名称で書かれてらっしゃるんですが、これ割引ってなると利用者の方はいくらか引いてもらってるっていう認識ではあるんですが、これをその高齢者無料バスとかっていうような

形にされていないのは何か理由があったりするのでしょうか。

会 長： 特にないですね。無料でもいいですけども、あまりいろんなところで無料という言葉が頻繁に使うのはどうかなという気持ちもあります。

A 委 員： 利用者は無料で乗れるということによろしかったのでしょうか。

会 長： 75歳で、利用されたいという意思がある方ですね。もちろん、私は有償で乗りたいという方もみえますからそういう理解で。

A 委 員： というのもですね、運賃の協議会の対象になるかどうかというところの判断の基準として割引として整理をすると、運賃協議会に諮る必要があると。これはあくまで町が裏補填をしているものであって、利用者は無料で乗れるというものですよね。はい、わかりました。

C 委 員： 先ほどコメントがございました、豊山町内のことという前置きはあったものの、交通ネットワークへの影響といったお話でございます。まず高齢者の割引施策につきましては、事務局からもお話ございましたように令和4年5年ということで、私どもも参画させていただいて、ご協力はさせていただきました。厳密に言うと実は令和3年からですね計画はしてたものの、令和3年はコロナの感染拡大が急遽あったということで、突然に取りやめがあったということはございますけれども、これまでもご協力をさせていただいてたものの、実際の数字を見ますと、確かに事務局からありましたように全体の95%がタウンバスの利用だということではございます。今ちょっと昨年の資料、実は持ってきたんですが確かに西春空港線、それからあおい交通様の空港バスについての町内利用については、確かに利用が少ないのは事実です。ですが、今回タウンバス全線ということで、しかも通年でやられるんですよね。この9月からということになりますとこれちょっと古い話になってしまいますけども平成の28年か9年ぐらいでしたでしょうか、いろいろタウンバスの北ルートの新編ですとか、実証実験といった中で、弊社の方から実は私も100円、200円積み上げて事業してるんですよと、細かいところではあるんですけど、これが長く続くもしくはこれが続いていくようであれば、非常に私どもバス事業については影響がありますよといったようなことでお話をさせていただいて、当時多分加藤先生のほうにも会議のご調整いろいろご苦労されたというふうに記憶はしておりますけども、弊社といたしましても、令和6年も御協力をさせていただけるものだというふうにご考えておったんですが、資料をいただいたところ、私どもについては、今回はないということがございますので、そういった意味でいけば4年、5年の実験を踏まえてということではあるものの、非常に残念だという思いでいっぱいです。確かに利用が少ないからということはあるんでしょうけども、既存交通ということであれば、あおい交通様も栄への空港直行バスがあるわけですし、交通局さ

人も北部市場で然り、あとは如意住宅の系統ですね。町内のバスがないとはいうものの、多分町民の方の利用も多いと思いますので、やはりそういった意味も含めて全体への影響というのは大きいというふうに考えてます。もちろんタクシーさんもそうだと思います。高齢者のお出かけ支援、外出の促進といったことに関しては、大いに賛同できます。当然、名古屋に行きたいそれから小牧市民病院に行きたいということで、ちょっと出かけるということについても重々理解はしているんですが、今回の調整の仕方、進め方については私どもとしては、理解できない、賛同できないということだけはお伝えをさせていただきたいと思います。この後、多分議決に入られると思います。もちろん、会の決定には従いますけれども、進め方ってということについて、もう少し事前にご調整をいただきましたかったというところでございます。以上です。

会長： 事前に、きちんと案をお渡しできる機会がなかったというについては受け止めさせていただきます。ただ、一番は、私としての個人的な考え方でいけば、財政負担するのは結構私にとっては重いということですね。もっと言うと、住民からは名古屋市と同じように65歳にしてくれとか、名古屋市の敬老パスは買えるようにしてくれとか、いろんな要望があります。そういう中で、町としてできる限りの範囲で財政負担をきちんとした形である程度説明ができる。そういうことをもって、今回こういうふうに判断させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。多分、交通機関に対しての高齢者施策については、例えば名古屋市みたいな、電子決済で全部把握できるとか、そういうことを踏まえて、そこまで投資ができるかどうかということを考えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。他に何かご意見ありましたらお願いします。

E 委員： 今のご説明で、事務局の方また会長からのご説明の中でも、タウンバスにです限定している理由というのが財政的にというところをしっかりとご説明いただいたと思いますけれども、利用自体が先ほどから95%がタウンバスであって、残りの5%の負担がそこまで財政的に負担になるのかと。その負担と町内の公共交通のネットワークだとか、いろいろな移動手段の中で、こういう差をつけてしまうということについて、比べたときに、財政負担の5%が茶々入れられる可能性ってないのかなと。せつかくやるのであれば、やっぱり皆さんが使いやすい、またあの目的に合致した外出支援ということで考えれば、実証でやったときに、全く利用がなかったと、町民の方から期待されていない路線だということであるならばともかくとして、5%でもあったということは、最初から外してしまうというのがもったいないなど。やってみた結果、やっぱり財政負担が重いんだという理由になってくれば、次のときに外すとか、逆に単純にここの運賃として支出した額に比べて他のセクション、健康の問題が出たと思いますけれども、そういうところに良い成果があらわれてくるのであれば、町政全体の中でメリットがあるというような判断ができる可能性もあると思

ますので、財政のことだけ言ってですね5%の路線を外してしまうというのは、せっかく実証で2年間やった以上、もったいないなというふうに感じております。

会 長： ご意見として伺っておきます。

H 委員： 今いろいろご意見もあったと思うんですけども、我々としてとしては議論を尽くしていただきたいと思っております。町の政策っていうところもあるというのは理解しましたので、また議論を深めていただければなと思っております。そこで伺いたいのが、今回75歳以上ということなんですけれども、免許返納とかお出かけ促進とか、そういったところはどのように捉えていらっしゃるのか教えていただけないでしょうか。

会 長： 免許返納については返納時だけですけれども、どこの自治体もやっていますけれど、例えばバスチケットを皆さんに配布するとかそういう対応はさせていただいています。今回はあくまでも高齢者の方のお出かけ支援ということで、とりあえず町としては今回やろうという判断です。

副会長： まず名鉄さんの件のことをまとめますと、財政的に言ったときには、95%が実験のときにはタウンバスでしたと。残り5%がほぼ名鉄バスさんだと思うんですけれど。ということは、95か100かの差なので、財政的に言われるとよくわからないってのが僕の印象でした。それよりも精算がしやすいとか、あるいはタウンバスというのはコミュニティバスとまでは言えないんですけれど、町が全額負担しており、あるいはこの会議で動きをいろいろ決めているものなので、町のイニシアチブがかなり入った路線であるので、コントロールしやすいということからということ。一方で名鉄さんで精算をやるときには、非常に手間がかかるとかそういうことであつたとしたら、名鉄さんはそこを提案されるのが僕は必要じゃないかなとも考えてるんですけれど。手っ取り早くまずやってみるのは、タウンバスからやるっていう、そういう理由だったらまだわかるという思いがあります。きっと町内はさっき言ったようにそう多くないんで、名鉄の場合はね。むしろこの話が出てくると、西春までタダにしろというのが出てくるんだろうなと思っていて、これは大きな額になるんだろうと思いますけれど、名鉄さんとしては、そうしてほしいけれど、今は町内の話とを考えてください。ってことですね。なので町内だけだったらさっきの財政負担としてはいくらになるんでしょうね。1年の総額というのは。

事務局： 年間で10万円ほどです。

副会長： 10万円だったら何かやってもいいのかなと。そのぐらいだったら、E委員もおっしゃいましたけど、もちろん厳密に言うと豊山幸田とかエアポートウォ

ーク北とか、ただ、名古屋空港エアポート北は100円ですので、あとは豊山幸田だけですね。そこはあるのかもしれませんが、ここも実績はなかったんでしたっけね。あおいさんのところは。

C 委員： 令和4年はちょっと期間短いですが、あおい交通様が1件です。昨年の令和5年はあおい交通のお客様は0です。

副会長： なので、やはり精算とかそういうところがまだあまりにも少ないとか、元々少ない場合だと、かなりコストが出てくるとかそういう話かもしれないので、そこはどうやってやると簡潔にできるかどうかというのは考えられたらいいかなと思いました。もう1つ、今日実は私本来ギリギリまで大学で会議がある予定だったんですけど、なんと議題がないということで、直前キャンセルになった。なのでどうしようかと思って、幹栄1があるので、黒川から池端まで来て、歩いて、タウンバス北ルートに乗り換えたということなんですけれど、そのときに乗っていた高齢と思われる女性の方が喋っていたことがあって、このバスは小さくて、積み残しがあることがあります。その状態で9月1日にこれをやったらどうなるのかって町は考えているのかとっていうふうに運転手さんに質問しているんですよ。今どうでしたっけ北ルートの積み残し状況を聞きたいんですけど。9月1日以降にそうなることがあるのか、確か実験のときにそれやっていましたよね。それはよく乗っておられる方なんですけれど、その方がそうやってすごい運転手さんを問い詰めるんで、運転手さんもいやあ私は運転手なんで、そうやっておっしゃる方と町の役場の方との板挟みになって苦労してるんですけどと言って、どう助けてあげたらいいんだろうと思って。でもあまり僕も介入するといけないので、言ってることだけは全部頭に入れて降りてきたんですけど、そういう懸念を持っている方がおられます。町は何も考えてないとか言っていたので、心の中でごめんなさいと思って聞いていたんですけど、車両はと言ったって、狭いところを通っているのであれしかししょうがないということなので、やむを得ないんですけど、これをやることによって、やはりずっとやってくると、それだったら小牧に行くとかいう人は増えてくるでしょうから、利用が増えてくると、パンクするということが出てくるんだとしたら、かなりまずいことかなと。清須は同じように、あるルートは現状だと朝の便とかだと、かなり恒常的に追車をタクシーでやってるところがあるんですけど、新しい路線とかを作って分散を図ったので、それでも週2、3回は起こるということになってます。これが毎日とかになると非常に経費もかかってくるので、注意が必要かなということ、あくまでも私はそこは言い切れないんですけど、今日かなり偶然なんですけど、そこを言っていて、9月からなのに何やってんのと言っているんで、それは多分会社の方でも把握されてると思うのでその辺の状況を教えてください。

I 委員： 通常は北ルートはおっしゃる通り乗車人数も少ないんですが、まあ、そうい

ったときは正直言ってごめんなさいなんです。去年の令和5年の高齢者割引の実績から言うと、積み残しはなかったですね。今回も通年でやるということで、そういったこともあるだろうという懸念はしております。そういったことを豊山町さんと今後話し合いの中でどういった対策をとるか決めていきたいと思っております。

副会長： 事務局からはどうですか。

事務局： 今、I委員から言われたとおりです。

会長： 去年の県民の日は1日だけで子供たちがたくさん乗って追車を出したことがあるんですけども、敬老パスの時は多分なかったという、そういう状況です。先生おっしゃるとおり心配はしています。あおい交通さんとよく詰めて対応を考えていきたいと思えます。それではいろんなご意見も出ましたので、協議事項3については、皆さんに賛成ですかと聞いたらそうはならない感じがしますので、採決を採らせていただいたほうがよろしいですかね。そうしましたら、タウンバスの高齢者割引につきまして、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

委員： (賛成13名)

会長： ありがとうございます。賛成の方が13名ということですので、3分の2を上回っておりますので、承認されるということで取り扱いをさせていただきたいと思えます。なお、名鉄バスさんがおっしゃったことについてはお話をきちんと受け止めて、町としても当然これで終わりだと思っておりませんので、何が良いのかということを考えてやっていきたいと思えます。

D委員： 今の多数決なんですけれど、これ賛成か反対か2択ではないということではないですか。

会長： いや、賛成の方を伺っただけですので。

D委員： 決して反対というわけではないのでそこだけは発言を申し上げます。よろしくをお願いします。

C委員： それは私どもも一緒ですよ。

会長： ですから今は、とりあえず意見として賛成の方の数を確認したということ。その他は反対とかそういうことを聞いていませんので。よろしくをお願いします。

副会長： 賛否ではないですね。賛成する人だけ聞いたと。私自身は賛成しましたけれ

ど、先ほど申した懸念があるし、私の中ではこの趣旨自体は反対してませんので、賛成しましたが、やはり町内が全体として同じようにこの制度が受けられるの
がいいと思っているし、コスト的にそう大きくはないと考えているんですけど、
精算だけのことかなというふうに個人的には思っていますので、ちょっと解決
を考えていただけるといいなというお願いです。なので、気持ちよく全員賛成に
なるように願っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

会 長： 次に、協議事項（４）デマンド型交通（乗合タクシー）の実証実験の実施に
ついて事務局から説明をお願いします。

事 務 局： ※ 資料に基づき説明

会 長： ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょ
うか。

F 委 員： 先ほどの規約の改正とも若干絡んでくる話かなと思っております、自家用
有償じゃなくして、タクシーを使うからこういう形ですよということでそのよ
うに受け止めているわけですが、いくつか確認をさせていただきたい
と思います。これ入札というような予定でございますけれども、タクシー事業者
への案内というのはいつ頃から始められるのかと、また私どもタクシー協会と
しても会員事業者への案内もございますので、入札のタイミングなど、公表のタ
イミングもあるかと思っておりますので、確認をさせていただきたいと思いま
す。また入札ということで、業務の仕様書等々があるはずですが、このスケジュー
ルを見てもう出来上がってるようなんですけれども、そういったものもですね同時
に公表をさせていただきたいと思っております。そこでよくわからないのがあるわけ
でございますけれども、これは車両を借り上げる前提での話と受け止めており
ますけれども、この２つの時間帯ですね、午前中４時間、午後が３時間、その間
車両はどこに待機したらいいのかと、タクシー事業者もいろんな情報は知り
たいんだろうなと思っております。またオペレーター、予約先もタクシー事業者
のオペレーターが想定をされるんですけれども、そういうようなこともきちっ
とわかるような形で情報公開をお願いしたいとこういう話でございます。３つ
目でございますが、運行車両についてジャパントクシーとってどんな車かとい
うと、この右側のページの一番下にあるトヨタのユニバーサルデザインタク
シーになるんですが、これに特定をした理由というのは何かあるんでしょうか。
おそらくユニバーサルデザインタクシーはこれしかないというようなご認識
でしたら、そうじゃない新しいタイプのユニバーサルデザインタクシーも国交
省は認定をしております。レベルとしてはジャパントクシーよりも若干レベル
が落ちるわけですが、れっきとしたユニバーサルデザインタクシーで
す。具体的な車名を挙げますとシエンタとノア、ヴォクシー、これは後ろからス
ロープで乗り入れをするものということで、このジャパントクシーとは乗降の

仕方が全然違う。先々乗り合いが可能でっていうようなお話もあると、ノア、ボクシーのようなワンボックスタイプの方が効率はいいのかなという気はするんですけども、なぜこれを特定しちゃったのかなと。また今後変更されるという見込みがあるのかなのかと、こういうお話でございます。それでユニバーサルデザインタクシーを使うということはいいことだと私は理解をしております、この利用対象者の中に当然75歳以上の障害者手帳をお持ちの方、こういう方の中には車いすの利用をされる方が少なからずお見えだと思います。町内にどれだけの数の住民がお見えかということはわかりませんが、そういったことは当然想定をされてるんだと思いますが、車椅子の方がユニバーサルデザインタクシーで最寄りのバス停まで行ったときに、バスは車椅子の対応ができますか、ここをきちっと整理をしていかないと、バス停まで行ったけども断られちゃったなんていう話になるとこれこそ大変なことになりますので、その辺の対策はどうなっているんですかと、こういう話はやっぱり出てくると思いますので、そこは事前にきちっと整理をいただきたいと考えております。あとあのデータ的な話になりますけれども、75歳以上の方だけで世帯を構成されている数だとか、さらにはその75歳以上の障害者手帳の所持者の数、こういったこともどういった方法がいいかわかりませんが、業務仕様書の中で入れるのか入れないのかいろいろ議論はあるんでしょうけども、タクシー事業者としては、ニーズがどれくらいあるのかということ考えた場合には、当然にそういうことも考えていく必要もあろうかと思いますが、借り上げとなれば、お客さんゼロでもタクシーはやる可能性はあると思いますので、本当にそれでいいのかということ考えたときに、どれだけの利用者に対してどれだけのサービスを提供していくのか、そこをしっかりと明示することが必要だと考えておりますので以上の点、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局： 何点かご質問いただきまして、まず入札に関係する部分でございますけれども、豊山町の方で指名業者審査会を開催し、指名させていただく業者の方を決定するというような流れになります。規定上4社以上から見積もりを徴収することになりますので、審査会の方で4社以上を指名して、見積もり徴収をさせていただいて、入札にかけさせていただくという流れになります。仕様内容につきましては、まだ検討中の部分もございますので、必ずしもこれでということではないというところは、ご承知いただきたいと思っております。タクシーの待機場所のお話ございましたけれども、なるべく豊山町内の中央部に位置したところに待機していた方がよいのではないかと考えておりますので、豊山町の公共施設等々の中で検討した結果、豊山スカイプールの駐車場が適切ではないかと、今は考えているところでございます。次にジャパントクシーになぜしたのかというご質問がございましたけれども、まず条件としましては車椅子がそのままスロープを設置して、後部座席に乗せられるということがまず一点ございます。2点目につきましては、豊山町内はとても道路が狭いところがございまして、そういった部分にも対応できる車種である必要があると思っておりますので、

ノアやヴォクシーといった比較的大きな車両につきましては適切ではないと考えておりました、一つの候補としジャパンタクシーをあげさせていただいたということでございます。バス停からのバスに乗ってのアクセスの部分については、また内部で一度検討させていただいて進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

F 委員： 入札の公表の時期はいつごろになるのでしょうか。私もそれを見て、タクシー事業者に案内をしていく必要がありますので。

事務局： 指名事業者審査会の方を7月に予定しております、そこで承認された後の8月頃を今のところ予定してございます。

F 委員： それは私どもに情報としてご提供いただけるのでしょうか。

事務局： そうですね。指名業者の方はご提供させていただきます。

F 委員： 当然、ホームページにもアップされるわけですね。

事務局： ホームページへのアップは通常しておりませんので、必要であれば情報をご提供させていただきたいと思っております。

F 委員： ということは、4社以上を指名をすると。その事業者で何か対応してほしいとそういう話ですね。そうすると私どもがそこに関わる必要性はあまりないというふうにも理解もできるんですけども。

事務局： そうですね。あくまでも内部で指名業者の方を決定させていただくということになりますので、ご理解ください。

F 委員： ジャパンタクシーは5ナンバーなんです。シエンタも5ナンバーです。ノアやヴォクシーは3ナンバーもあると思います。幅はそんなに変わりません。そこはもう一度ご検討をいただいた方が、私は利用者のためにも、タクシードライバーのためにもいいような気がします。なぜかといいますと、ジャパンタクシー横乗りは非常に時間かかるんです。効率が落ちます。そこを皆さん方がどのようにご理解されてるかはわかりませんが、後ろからボタン一つでヒュッと上がってくるんですよ。そこは実車を確認していただくなりして、もう一度ご検討いただきたいと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。また検討させていただきます。

J 委員： 利用対象者についてなんですけれども、目的のところにも高齢に伴って自動

車を運転できなくなって免許返納してっていうことが前提にあるとすると、障害のある子供のいるご家庭の場合、親が大体足になって動いてるわけですね、車いす乗って。そうすると手帳所持者は75歳ではないけれど、親が75歳以上になったときっていうのは、これ対象外ですよ。単身世帯ではないので。ちょっとそこはかなりニーズがあると実際に私の知り合いの中でも、もう免許はないんだけど、タクシーを呼びたいけどなかなか捕まらないっていう方が、それは北名古屋の方ですけど、そういう例があるので、その利用対象者については今回はあれでも、ちょっと考慮に入れていただけるといいかなと思います。

事務局： 今ご意見をいただいた内容につきましては、また検討させていただいて対象者の方を考えさせていただきたいと思います。

G 委員： まずこちらの資料を読むと、豊山町内の自宅から公共施設を始めとして、いろいろなところにドアツードアで行けるなど。背景としてはタクシーを呼んでもなかなか来てもらえないという切実な理由からなのかもしれませんが、自宅から豊山町内の主な目的地まで、300円で移動できる安価なタクシーと変わらないのではないかと素朴に思いました。さらに借り上げということなので、年間500～600万ぐらいかかるかな、ドライバーとUDタクシーのどちらも確保するとなると。そしてコストとしては恐らく一定になるはず。一方、対象となる利用者が75歳以上に達する者のみで構成されている世帯とか、75歳以上で障害者手帳をお持ちの方など、かなり限定されています。そこで、利用見込みについては、どのぐらいをイメージされているのでしょうか。1回300円で、豊山町の高齢者でこのデマンドの対象になる方がどのぐらいいらっしゃるかわからないところですが、例えばあまり利用がなければ、もう少し高齢者だけじゃないところに対象を広げていくことはお考えでしょうか。せっかく1台借り上げているのであれば、いろいろな使い方ができるかなと思います。もちろん今回はターゲットを絞ってベーシックなところ、一番問題になっているのは高齢者の移動であるということなので、そこを対象とした実証実験をまずは行おうとしているにしても、令和7年度以降も続けていこうという方針であれば、ある程度利用者が少ないような場合にはその対象を拡大していこうというイメージなのではないでしょうか。雑駁な質問で申し訳ありませんが…。

事務局： 利用見込みについてでございますけれども、先ほど利用対象者の方で、対象者の大体1500人ぐらいに案内をさせていただいて、そのうち利用登録をしていただいた方に利用していただくにご説明させていただきました。他市町の事例をみますと、そのうち大体7%ぐらいが登録されているというようなデータもありますのでそういったことを踏まえると、大体100人ぐらいの登録があるのではないかなと考えております。それを基に他の市町の例を参考に1日どれぐらい利用されるかを計算してみると、1日6回弱ぐらいになります。

G 委員： 1日6回弱ぐらいだと、おそらく乗り合いもほとんどできないのではないかと思いますのですが、非常にもったいないというか、せっかく豊山町が1台借り上げている訳ですから、いろいろな使い方があるのかなという感想ぐらいのところを申し上げた次第です。

副会長： 今出てきた数はそんなもんだろうなと思ってます。例えば家族で送迎できる人がいるんだったら、そういう家族であったとしたら、対応しないとかってというのは、結構これはきついことで、頼めないって人が多いので、出かけたいけど頼むのが嫌だからもう家にいるって人は、こういう人が一番出ない人だから、実は。本当はそういう人を救ってあげないといけないんじゃないかなと個人的には思います。あと、今もったいないとおっしゃったんですけど、この6回というのは午前がほとんどじゃないかと私は想像してます。午後が少なくなると、午前は、実は予約が取りづらく、午後がガラガラということが想像されますけれど、1台借り切るということなので、午後に使う方がいいよとか、あるいはもう極端には午前だと500円だけ午後だと200円ぐらいとか、そういうことを最初からやらなくていいんですけど、ある段階で考えざるを得ないんじゃないかなと。これはタクシーの利用のお年寄りはそのなので、ある程度予想はつきます。なのでやってみないとわからないんじゃないかと、それはそうなんでやったらいいんだとは思いますが、そんなところはあるかなというのは思いました。個人的にはさっき言ったことなんですけれど、あまり家族がこうだからってということで、やらない方がいいんじゃないのかなっていうのと、元気な方にはどんどん動いていただきたいので、そのときに実際の利用は本当に朝が多いパターンなので、午後出ていただくっていうのをお年寄りの方になかなかやっていただけないので、やっていただいたら本当に朝タクシー足りないってのが解消される。やっぱり病院行かれて、その後どっか行かれるって方が多いので、そのパターンになると思うんですけど、午後に出かけていただくようなことを町でアピールされるってことが迫られると思うので、最初から用意された方がいいかなというふうに思います。

C 委員： 先ほどの3号議案と同様になってしまうんですが、目的も背景もそれから利用される対象の方もといったところは、もう私どもも重々理解はしてます。これを必要とされる方がいらっしゃる。なのでこういった実証をするよとそういったことももちろん重々理解はしてます。先ほどG委員の方からも1人300円ということで、300円タクシーになっちゃうんじゃないかというようなことは、私も思っています。さっきの議案と一緒に事前にもう少し調整できるような時間を設けていただければいいんじゃないかなというふうには感じます。実証の期間においても12月1日から2月28日までということですので、土曜も日曜も年末年始もということですよ。そこも実証されるということですので、弊社のバス路線、町内の最長区間ですと運賃は1人270円になります。北部市場北から名古屋空港これが社会教育センターであれば260円エア

ポートウォークですと250円ということで、もちろん50円の差はあるんでしょうけども、ほぼ大差がない形での、しかも自宅から乗れるという形でございますので、影響がないと言われるとそこについては影響はあるというふうに申し上げることになるかと思えます。そういったところを含めて実験されるということでございますので、そこは理解はします。ですが、もう少し準備期間ということでご調整をいただきましたかったと、そこはもう一度お伝えをさせていただきます。以上です。

K 委員： これは往復ではないですね。片道だけですか。例えば病院受診なんかがありまして、帰りも利用したいということがあると思うんですが。確認だけちょっと。

事務局： 往復で利用されたい場合は、予約を2回取っていただく必要があります。行きで1回、帰りで1回という形になりますので、2乗車ということになりまして、今回300円という設定であれば、600円で往復できることになります。

E 委員： こちらの目的地一覧に公共施設以下いろいろあるんですけども、特に病院診療所とか商業施設、金融機関これらっていうのが、豊山町のほぼ全てと思ってよろしいですか。それともある程度チョイスされているものなのでしょうか。

事務局： 診療所につきましては、全てあげさせていただいています。商業施設につきましては大規模な複合施設をメインであげさせていただいています。

E 委員： はい、ありがとうございます。日常生活の中で比較的利用頻度の高いところというふうに認識してよろしいですか。

事務局： はい、大丈夫です。

H 委員： 今、影響がないとは言えないというご発言もあったんですけども、今回の実証実験はまずやってみるっていうところで、その結果、影響を踏まえて分析した上で、また来年度以降やるかどうか含めて検討していくという理解でよろしいでしょうか。

会長： 今回の元々のファクターは、いろいろな方から病院に行きたいけどタクシーは来てくれない。それが私どものところにたくさんの方が届いています。何とかしてくれないかと。ですからどうしても自力でバス停まで行けない。だからタクシーで行きたいというのは利用される方の要望だったんですね。そういう背景があって、豊山町では75歳以上でいろいろと区切ってやっているっていうのもあります。そういうイメージで、75歳以上としています。まずはそのニーズに応えてみようと。これをやってみて、他にいろんな方法があるし、いろんな方の需要がやっぱり出てくるでしょうから、そのあたりやってみて何がいいか

というのをこれからまた検討していきたい。あとは300円という設定については先ほどのご意見いただきましたけど、タウンバスは町内100円、これよりは貰わなければいけないねということと、おっしゃったように今の町内でタクシー乗車するといくらかなというあたりから始めて、300円ならば適当だなというところで設定をとりあえずさせていただこうという状況ですので、その辺だけのご理解いただいたいなというふうに思っています。

B 委員： いいですか。今回こういうふうな形でやられるんですけども、利用者の対象が複雑で、自宅にタクシーを呼んでも来てもらえない、病院にもいけないっていうなら、思い切って75歳以上の方に乗っていただくみたいなことをやらないと障害者とか、構成する人が75歳以上のみの世帯とかですよ。だから、息子さんとかお嫁さんがいても使えるというふうにはなってないですよ。これ多分3か月ではなかなか周知できなくて、乗らないと思うんですよ。ただ、75歳以上の方にも門戸を開かないとタクシーに来てもらえないという要望には全然答えられないと思います。利用者は事前に利用登録を行うというけれども、例えば9月1日からパスカードを作るじゃないですか。それを見せればいいのか、あまり複雑なことをやったり、役所の中で利用登録とかみんなやりたくないんですよ。一般の人も。役所も仕事が増える。こういうことをやると小牧市では65歳以上の方でやってるんですけども、全くパスカードはないんです。パスカードをやったところはみんな止めちゃってるんです。大変なので。毎年亡くなる方もおられるし、追加をしていかなければいけないということで、そういう利用者登録っていうのは非常にやりにくくて、嫌になっちゃう。で、わざわざ来ないというような恐れがあるので、もし乗ってもらうことを促進するならば利用対象は、75歳以上で9月1日からやるパスを見せればOKぐらいにしておいた方がいいんじゃないかなと思います。

会 長： とりあえずそういういろんな意見出てくるとしますので、やってみて、その中で最適の解を見つけていきたいと思います。とりあえず75歳で区切ったのは、それ以外であれば、ある意味で皆さん自分の力である程度、移動できるだろうとそういう大前提の上でやっていますので、個別事情までなかなかそこまで捕捉できないということであって、ただ全部いいよと言うかという、若い人がいる世帯だったらそれは少し家族の方の応援があってもいいんじゃないかとかいろんな考え方があって、とりあえず75歳以上だけで構成される世帯で、特に豊山町は単身世帯が増えてきていますので、その辺のカバーをどうするかが一番私の頭の中というか、町内ではあったということで、とりあえずこういうふうにさせていただいたということでご理解いただければと思います。他によろしいですか。

副会長： やって見たらいいんですけど、タクシーが呼べないんだったらタクシー料金でいいんじゃないかと。その人はタクシー料金を知ってて呼びたいので、タク

シー料金でいいんじゃないかと思えるんですが、一方でこれが僕やっぱり一番引っかかるのが、のみで構成される世帯という部分。これはちょっと引っかかりますので、そこで子供さんとかになかなか送っていただけない、昼とか全然いないとか、そういうところだったら、私はこの家族と一緒に住んでるのはそのこと自体がデメリットって思うでしょうから。で、タクシー呼べないでしょう。タクシー呼べないし、単身とかそういう2人夫婦で75歳以上だったら300円で乗れると。めちゃくちゃ同じ75歳以上なのに、家族の支援が得られない、そういう人と一緒に住んでるだけでこんなに私は動けないのかっていう、そういうことになるような区分かなと思えるので、あとパスについては、ある意味そういった役場に取りに来られる方だったら、逆にそういう支援は不要な方になるでしょうってなると、実は矛盾する可能性があるんですよ。そういう支援があるとか、自分でこられるからあまり使わない方だとも言えるというのでパスは確かに本当にそうできて、それをやるだけで、こういう難しいことを書かなくても、もらいに来る人が下がる傾向にあるなということなので実際やってみたら、それでもたくさん出てきたよってことだったらいいと判断できるかもしれないんですけど、さっきのようにこの対象になってない人は不満だって思われるとちょっと不公平感を生むので、これをやるのであれば、ここから外れた人っていうのはどう思ってるのかとかよく見た方がいいなというのは思います。過去これはいろんなところで同じようなことをやってきて、私自身もいろんな経験しておりますので、注意されたいと思うんですよ。

G 委員： 実は、我々名古屋市も港区西福田学区というところで、今年度の秋頃に、デマンド型交通の実証実験を3か月程度行う予定です。3日前に開催された名古屋市地域公共交通協議会・部会においても、加藤先生やF委員の方からいろいろと厳しいご意見をいただいているところです。さて、今回の豊山町の取り組みは、利用者を中心に限定したもの、それから自宅からも可であると…。我々も当初検討した際に、ちょっとオペレーション的に難しいのではないかと、それは利用者、運行事業者、そして行政にとっても。この人は駄目です、あの人も駄目ですと線引きしてしまうと、現場でのトラブル頻発になりかねません。我々の実証実験においても、タクシー車両を1台借り上げて、特定のエリア、これは公共交通空白地という市バスがなかなか難しい地域を対象にして、デマンドを走らせる予定です。当然運賃・料金は頂戴しますが、そのエリアにお住まいの方だけとか、それから何歳以上に限るなどの条件はなるべく付けずに、たくさんの方に利用していただきたいと考えています。その結果として、もし嬉しい悲鳴が出た時にはちょっと見直すとか少し制限をかけるようなことが必要になるかもしれませんが、まずはベーシックなところからスタートしてまいりたいと。そして、これは我々からのお願いです。それぞれの実証実験について、考え方がかなり共通しているところもあれば、オペレーション的に少し異なるところもあり、お隣ということもありますので、できれば情報共有させていただけるとありがたいということで、どうかよろしくお願いします。

会 長： 是非いろいろ教えてください。先ほどいろいろご意見をいただきまして、今この原案で議会の方には説明していきますので。また、公共交通会議でいろんな意見があったということで。正式にはですね、原則こういう形でいって、今いただいた意見の中で門戸が狭いんじゃないかというそういう意見もありましたので、持ち帰って少し再検討していきたいなと思います。他によろしいですか。

副会長： 今日のこれは実施をするっていうことは良いとして、この事業内容の詳細とかもうこれでやるっていうふうにそこまでやるってことですか。もうこの後、次の会議の予定はないと思うので、11月ですね。間に合わないですから、だったら2つお願いがあって、1つは特に料金は気になる。なので、そのことを中心として利用者のこれアンケートをとりますよね。アンケート調査で、何を調査すべきかということについては委員の皆さんにあんまり多くなっちゃいけないんですけど、こういうことを調べて欲しいっていうのは広く聞いていただいて、アンケート用紙をきちっと作っていただくというのがお願いします。あと、あくまでもこれ3か月の実験なので、その結果について前の市バスの乗り入れの時もそうでしたけど、アンケートも含めてどういうデータが必要かということについてきちんと調査した上で、その結果を共有して、この場合は乗りたくても使えなかった方が多い可能性があると感じていますので、その辺の調査もどうやるか考えて、この会議で本格だったらどうするかっていうのを議論させていただくようにするっていうことは前提にさせていただきたいです。私はずっとこういう仕組み自体は、やるべきだと。豊山町は絶対それをやらないと、タクシーのサービスは不便だと、一方で小さなところなんで均一みたいな運賃は合理的じゃないのかと考えていましたので、昔からこういうのはやるべきだと思ってましたけれど、私の場合だったら誰でもいいよとか、タクシー料金ほどじゃないけど、バスの料金と比べて近いところだとまずいよなっていうふうに思っていたので、そこはちょっと違うような内容になりましたので、何がいいのかはもちろんこれは僕の見立てなんで、この実験でそういったことがどこへ落とし込むといいとか明らかになったら非常に意義があると思っています。そういう形でよろしく願いいたします。

会 長： 最初は誰でもいいということで、前提として考えたんですけど、オペレーションが、とても人的とかで上手くいかないだろうということもありまして、これは勝手な想像ですけども、最近やっているAIを使ってとかそういう形のね、将来そういうこと出てくるのかなと思ったり。何が良いのか一度やってみて考えると。それから今おっしゃったことについては当然アンケートをどういう形でアンケート項目をどうするかということについてまた皆さんからご意見を聞いて、最終的にまとめていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

C 委員： 今の副会長のお話を受けて思ったのですが、今もう少しご調整がといったところと私は受けとめているんですけども。アンケートを含めて。次の公共交通会議前までに、幹事会か何かでもう一度議論をするとかっていうことは、事務局としてはありますか。多分次の公共交通会議のところでは当然届出上の期間も過ぎてしまうので、間に合わないと思いますから、その段階ではご報告という形になると思います。これを進めるにあたっての幹事会か何かっていうのは、お考えはありますか。今ご回答いただかなくても。

事務局： 一度検討させていただきます。

副会長： 実施に当たって必要な調整事項があるということですか。

C 委員： そうですね。先生からのご意見もあったかと思しますので。

B 委員： それでどっかの会社が決まるじゃないですか、タクシー会社が。そこを交えてやったほうがいいのでは。

副会長： 作業部会的なものはあった方が良さそうな気はしますね。

会長： ちょっとそこは検討させてください。他によろしいでしょうか。そうしましたら協議事項4のデマンド型交通の実証実験の実施について、賛成の方の挙手をお願いしますでしょうか。

委員： （賛成14名）

会長： ありがとうございます。3分の2を超えていますので、成立ということで、よろしく願いいたします。

C 委員： これはあくまでも先ほど同じでということによろしいですね。

会長： はい。それでは次に、協議事項（5）地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る令和7年度地域公共交通計画の認定申請について事務局から説明をお願いします。

事務局： ※ 資料に基づき説明

会長： ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょうか。

委員：(質疑なし)

会長： それでは、特にないようですので、このまま申請するという事でよろしいでしょうか。ありがとうございます。承認をいただいたということで、よろしくお願ひいたします。続きまして、協議事項(6)豊山町地域公共交通計画の策定について事務局から説明をお願いします。

事務局： ※ 資料に基づき説明

会長： ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょうか。

副会長： 質問というか、今ご説明ありましたように、この調査自体は、まず名古屋大学大学院環境学研究科と豊山町は連携協定を結んでおりますので、それで特に私自身公共交通と関わっているので、今までの調査っていうのは、何回かこういう同じ形で契約をさせていただいているということです。あとはこれ個人的なことですけど、これを締結したから私の給料が上がるとかそういうことは一切ございません。これは特任教員だとしてここから給料が出せます。私みたいな常勤の特任のつかない人は、あくまでも授業料と国からの運営費交付金で給料をいただいております。これをやろうがやるまいが、全く給料は変わりませんので、仕事が増えるだけと、そういうことですので、本当はやった方が損ということですが、豊山町のために力を尽くすと。そういうものだとお考えください。ここに書いてある内容を一応粗々で示しておりますけれど、この際、いろいろこういうことを調べるべきだっていうのは、我々に言っていただければやれることはやろうと思っておりますし、さっきのデマンドの話とかもこちらでもできることがあるかなと思っておりますので、その辺まだ話し合いをしてみせませんが、将来的にこの新しい計画期間で何やるかってなると今の2つは、特に高齢者の方は今年度から本格になるはずですが、デマンドの方が大きな話題になると。デマンド型交通をどうするか町内交通というのは昔から計画の中に入っていたんですよ。それがあある意味、実証実験のフェーズに入ったということなので、きちんと調査をしていかなきゃいけないところだというふうに考えております。今日傍聴のところに松原研究員と林の2人がいますけど、うちの学生も何人かおりますのでそのあたりも手伝って、やろうということで、皆さんにお世話になりますよろしくお願ひいたします。

会長： ありがとうございます。他に何か。

E 委員： 先ほど6年度のスケジュールのところ5ページですかね、幹事会が実施時期未定で、随時というような表現もあったんですけども、こちらのところには第1回の幹事会を10月ということで示されております。ここで言う幹事会と

というのは当然同じものかなと思いますけれど、スケジュールはある程度固まってるんでしょうか。あともう一点本会議の方で11月に極端なことを言うと初めて素案を提示されて、その次の会議ではもう決定ということで、かなりタイトだという気がしますけども、副会長なので大丈夫だと思いますけども、これはその間に幹事会を挟んで本会議とは別に協議をしていくということでしょうか。

事務局： はいその通りです。必要に応じて幹事会を進めさせていただきます。一番最初のスケジュールが未定というふうに書いておきまして、資料9の方には10月というふうになっているんですけども、必要に応じてということで考えていただければ結構です。

E 委員： ということは、10月の前にも可能性としてはあるということですか。

事務局： はい、あります。

F 委員： よろしいでしょうか。デマンド云々ということでこれから事業者選定が始まるわけですが、事業者が決まった暁には、是非この協議会への参画を委員として、ご検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

副会長： 委員はちょっとないんじゃないかと思います。オブザーバーはあると思うんですけど。本格なら当然委員なんですけれど、3か月であつたら。そこはやっぱオブザーブは絶対してもらわないといけないと思います。

会長： よろしいですか。他になれば豊山町地域公共交通計画の策定については、このように進めていくということでしょうか。それでは、ご承認をいただいたということで取り扱いさせていただきます。

以上で、本日予定しておりました報告事項、協議事項のすべてを終えることができました。本当に長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。いろいろご意見をいただきましたけれども、きちんと精査をして対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局にお返しします。

(閉会)

司会(課長)： ありがとうございます。それでは最後に、5の「その他」に入ります。委員の皆様から、何かございますでしょうか。ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第1回豊山町地域公共交通会議を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。